

矢部川水系河川整備計画（原案） ～第五回矢部川学識者懇談会説明資料～

平成23年9月13日

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所

河川整備計画とは・・・

河川整備基本方針

平成19年11月22日策定

将来目標とする治水安全度：1/100

○長期的な河川整備の基本的な方針を定めます。

（内容）基本高水流量，計画高水流量，計画高水位・川幅，流水の正常な機能を維持するために必要な流量，河川環境の整備と保全 等

河川整備計画

○今後，概ね20年～30年の間に段階的に進める河川整備の内容を定めます。

（内容）河川整備（洪水対策，利水および流水の正常な機能の維持，河川環境の整備と保全・河川利用等），河川維持管理 等

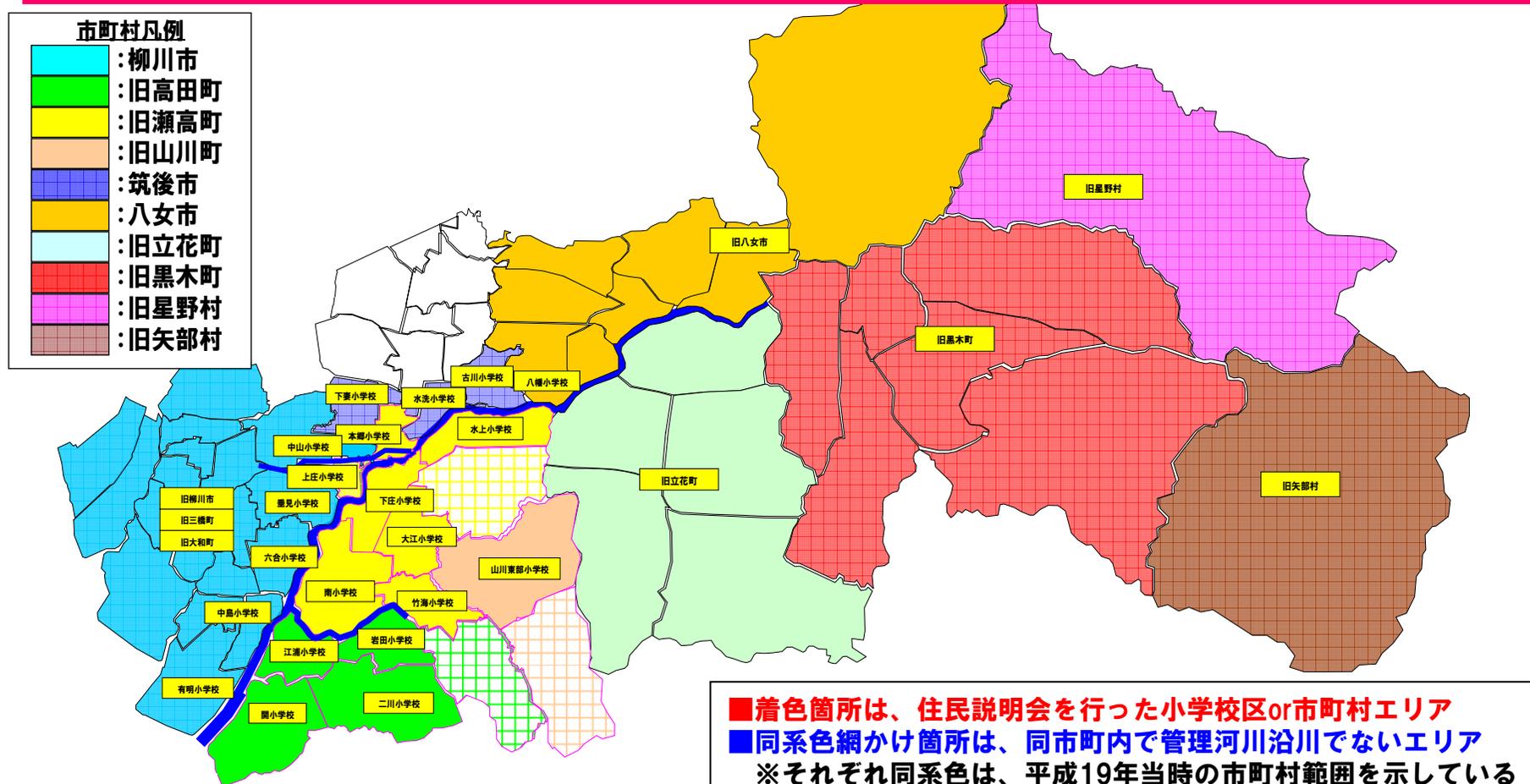
河川整備計画（原案）作成にあたって・・・

■矢部川流域住民からの意見聴取状況

平成19年8月から平成20年8月の間、矢部川流域において全29会場で国土交通省と福岡県合同で、矢部川・飯江川・沖端川などの各々管理している河川を含めた、意見や情報を伺う懇談会を開催し、総勢400名を超える方々に集まっていただき、多くのご意見を頂きました。

★矢部川、飯江川、沖端川などの沿川小学校区や市町村単位にて実施

★意見総数トータル：419件



住民からの主な意見

治水

(81件)

- 堤防が脆弱であり強化してほしい、天端幅が狭い
- 堤防の沈下、堤防嵩上げ
- 河道掘削の実施
- 橋脚部のゴミの捕捉
- 水衝部対策
- 内水被害が発生、ポンプ規模の拡大
- クリークの大規模化
- 固定堰の可動堰化

水利用

(6件)

- 沖ノ端川への分流が多く、本川の流量が少ない
- 沖ノ端川へ水が流れない
- 水の有効利用(堰の設置)

環境

(110件)

- 昔いた動植物が減少
- 自然環境に配慮した整備
- 桜などの植樹
- 朝鮮松原の整備、保全
- 堰の魚道が急すぎる
- 水質が悪い
- 堰による水難事故の増加
- ボートなど水面利用
- 散策路等の整備
- 親水性の向上

河川管理

(90件)

- 堤防及び護岸の補修
- 堆積土砂(ガタ)撤去
- 樋管の屋根設置
- 除草回数の増加
- 不法投棄(ゴミ)対策
- 廃船対策、処理
- 河川敷の管理
- 堤防道路の拡幅

その他

(64件)

- 橋梁の新設、架替
- 津波の危険性
- クリークの整備
- 旧海岸堤防は不要

※枠内右上に示す()内は関連意見の件数。
枠内の赤字で示す項目は、特に意見の多かった内容。

これまでの学識者懇談会での主な意見と河川整備計画（原案）での対応

治水

- 高潮と洪水の同時生起や超過洪水対策も考えるべきではないか
→同時生起による浸水被害等を想定し、内水対策の記述で、必要に応じて対策を実施する旨を記載。
また、計画規模を上回る洪水等や整備途上での施設能力以上の洪水等による被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制充実など、自治体等と連携しながら被害軽減策を推進する旨を記載。
また、旧海岸堤防等の施設は、計画規模を上回る災害が発生した際、氾濫流の拡大や浸水被害の軽減といった減災効果が期待できることから、施設の保全が行われるよう努める旨を記載。
- 竹林を伐採するということだが、すぐ再繁茂し復元に至るのでは。何か対策は。
→定期的な樹木調査の実施や、伐採の際には伐採方法や時期について検討を行い、必要に応じて沿川自治体や学識経験者等の意見を伺いながら対応する旨を記載。
- 高潮区間の整備については、農水省など他機関との連携が必要となるのでは
→農林水産省を含め、関係機関が連携して河口域の海岸・高潮堤防の整備にむけて情報共有・整備進捗が図れるよう『有明海沿岸高潮対策連絡協議会』を開催し、事業調整等図りながら事業等を進めていく旨を記載。

水利用

- 昔から農業用水として使用されている。日向神ダムやため池の利用で補っているが日常的に足りない。
- 河川環境においては水量が最も重要ではないか。
→正常流量については、関係機関と連携して、流量調査等を踏まえ、クリーク等を介した複雑な農表用水の利用特性等を把握した上で設定に努めること、日向神ダム等の既存施設の有効活用等による流況改善等を図っていく旨を記載。
また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を強化するとともに、水利使用者間の水融通の円滑化に向けた取り組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する旨を記載。

これまでの学識者懇談会での主な意見と河川整備計画（原案）での対応

環境

- 水質は「現状維持」でよいか。物足りない。
→水質改善に向けた地域の意識向上や啓発活動について、出前講座や「筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁防止連絡協議会」等を活用しながら推進していく旨を記載。
- 景観も配慮されているのか。
→良好な景観の維持・形成については、今後とも関係機関と連携し、河川景観、周辺の土地利用との調和や既存景観計画等を踏まえた河川整備及び維持を目指していく旨を記載。
- 水際部は環境・景観にとって重要。護岸のあり方については環境に配慮したほうがよい。
→河川改修、河川維持工事等を実施する際は、「河川水辺の国勢調査」等の成果を活用するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を伺いながら、環境に配慮した多自然川づくりを行う旨を記載。
- 自然であることが重要であり、手を加えることを前提にした案は疑問である。手を加えらしたら極力自然のものを使う配慮が必要である。親水空間作り方についても、マニュアル通りで画一的な印象を受ける。
→自然環境のモニタリングを継続的に行い、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を保全・創出する旨を、また、河川改修等の際には、その影響が最小限となるよう配慮する旨を記載。
河川環境の整備にあたっては、河川利用のニーズ、周辺状況等の変化等を踏まえ、関係機関、地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮する旨を記載。
- 水利用に観光は入らないのか。歴史的・文化的にも重要なものが多いので。船小屋地区単独ではなく上下流をつなぐ水利用など。
→地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた矢部川の恵みを活かしつつ、矢部川と周辺の自然環境、歴史的土木施設、観光資源が一体となった活力ある川づくりを目指していくことを記載。

矢部川水系河川整備計画（原案） —国管理区間—の主な内容について

矢部川水系河川整備計画-国管理区間- 本文の構成

1. 計画の概要

- 1.1 計画の趣旨
- 1.2 計画の基本的理念
- 1.3 計画の対象区間

2. 矢部川水系の概要

- 2.1 流域及び河川の概要
- 2.2 河川事業の経緯

3. 矢部川の現状と課題

- 3.1 治水の現状と課題
- 3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題
- 3.3 環境の現状と課題

4. 河川整備計画の目標に関する事項

- 4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

5. 河川の整備の実施に関する事項

- 5.1 河川整備の実施に関する考え方
- 5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

6. その他河川整備を総合的に行う

ために必要な事項

- 6.1 関係機関・地域住民との連携
- 6.2 コミュニティの形成
- 6.3 河川に対する意識の向上のための啓発活動

1. 計画の概要

1.計画の概要

本文目次

1. 計画の概要

- 1.1 計画の趣旨
- 1.2 計画の基本的理念
- 1.3 計画の対象区間

1.1 計画の趣旨 (本文P.1)

- 概ね20年で計画的実施すべき河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定めるもの。
- 本計画は、必要に応じて見直しを実施。

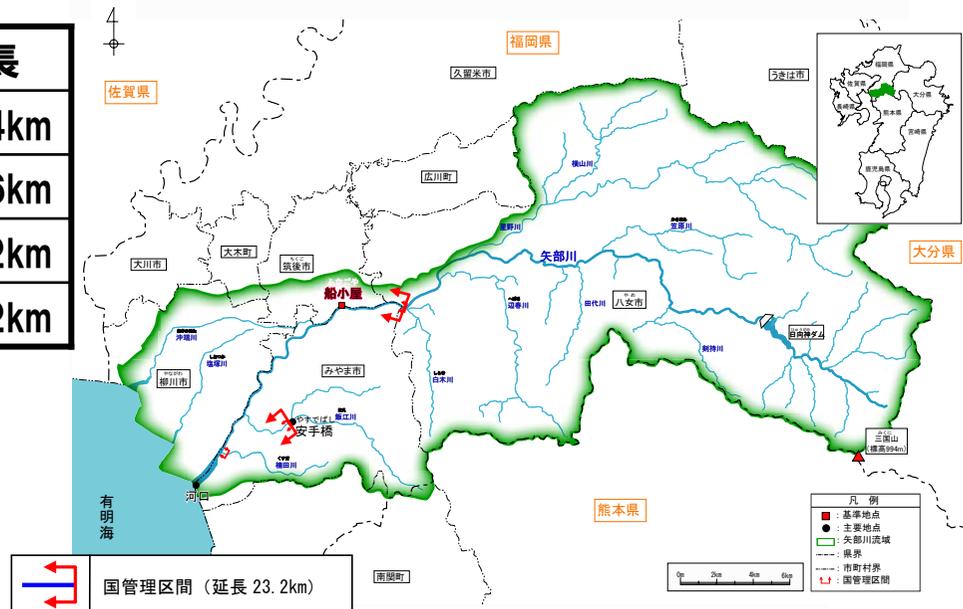
1.2 基本理念 (本文P.2)

「水」と「緑」と「人」がめぐりつながら 矢部川

1.3 計画の対象区間 (本文P.3)

矢部川水系の国管理区間

河川名	延長
矢部川	19.4km
飯江川	3.6km
楠田川	0.2km
合計	23.2km



2. 矢部川水系の概要

2.矢部川水系の概要（1）

本文目次

2. 矢部川水系の概要

2.1 流域及び河川の概要

2.1.1 流域の概要

2.1.2 地形と地質

(1) 地形

(2) 地質

2.1.3 気候・気象

2.1.4 河川の自然環境

2.1.5 矢部川周辺の文化財

2.1.6 人口及び産業・交通

2.1.7 河川の利活用

2.2 河川事業の経緯

2.2.1 過去の水害

2.2.2 治水事業の経緯

2.2.3 水利用に関する経緯

流域

(本文P.4)

福岡県南部に位置し、柳川市、筑後市、みやま市をはじめ、5市2町からなる、幹川流路延長61km、流域面積647km²の一級河川



地質・地形

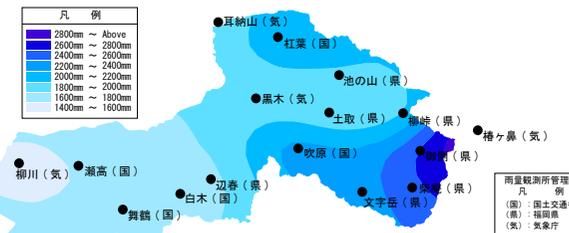
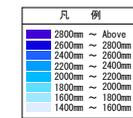
(本文P.6、7)

複雑で丘陵な山地を形成

降雨特性

(本文P.8)

流域の降雨分布は上流部が多雨地帯となっており、年降水量は2,000mm~3,000mmに達する



自然環境

(本文P.9、10)

矢部川流域は、豊かな自然環境に恵まれており、流域内の広い範囲が自然公園に指定されているなど、多様な動植物が生息・生育・繁殖している



新舟小屋のクスノキ林

文化財

(本文P.11~13)

矢部川流域には、「黒木のフジ」「新舟小屋のクスノキ林」「清水寺三重塔」などの天然記念物、名勝、重要文化財や史跡などが点在



清水寺三重塔



黒木のフジ

2.矢部川水系の概要（2）

本文目次

2. 矢部川水系の概要

2.1 流域及び河川の概要

- 2.1.1 流域の概要
- 2.1.2 地形と地質
- 2.1.3 気候・気象
- 2.1.4 河川の自然環境
- 2.1.5 矢部川周辺の文化財
- 2.1.6 人口及び産業・交通
- (1) 人口
- (2) 産業
- (3) 交通
- 2.1.7 河川の利活用

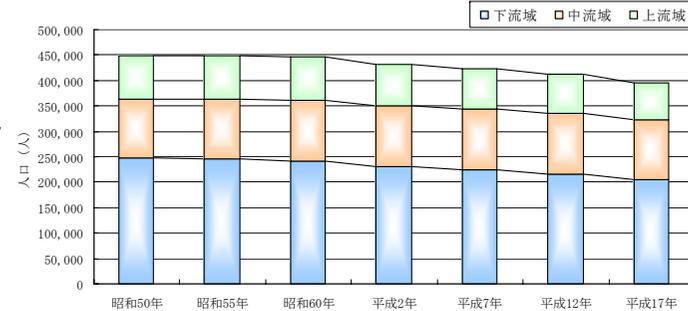
2.2 河川事業の経緯

- 2.2.1 過去の水害
- 2.2.2 治水事業の経緯
- 2.2.3 水利用に関する経緯

人口

(本文P.14)

関連市町村の総人口は昭和50年の約45万人から減少し続けており、平成17年には約40万人になっている



産業

(本文P.15)

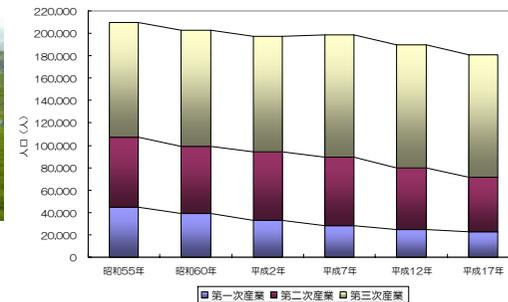
流域内の主幹産業は、農業や林業、漁業を中心とする第一次産業
上流では林業や茶・みかん栽培、また下流有明海沿岸ではノリ養殖が盛ん。第二次産業として中流部では酒造業も盛んに行われている



ノリ栽培



八女茶の栽培風景



(本文P.17)

河川利用

矢部川は豊かな自然環境を活かした各種レクリエーションに利用され、多くの人々が河川を利用している



日向神峡



船小屋温泉大橋下での水遊び



柳川の川下り



浦島橋下流部右岸側

2.矢部川水系の概要（3）

本文目次

2. 矢部川水系の概要

2.1 流域及び河川の概要

- 2.1.1 流域の概要
- 2.1.2 地形と地質
- 2.1.3 気候・気象
- 2.1.4 河川の自然環境
- 2.1.5 矢部川周辺の文化財
- 2.1.6 人口及び産業・交通
- 2.1.7 河川の利活用

2.2 河川事業の経緯

2.2.1 過去の水害

- (1) 大正10年6月洪水
- (2) 昭和28年6月洪水
- (3) 昭和44年7月洪水
- (4) 平成2年7月洪水

2.2.2 治水事業の経緯

- (1) 中世 - 藩政時代にかけての治水事業
- (2) 近代治水計画の変遷

2.2.3 水利用に関する経緯

(本文P.18~23)

洪水の概要

昭和28年6月、平成2年7月などの洪水は、矢部川の全域にわたって大きな被害をもたらした



昭和28年6月洪水



平成2年7月洪水

洪水名 (発生原因)	流量 (m ³ /s) <地点名>	被害状況
大正10年6月洪水 (梅雨前線)	—	浸水面積:13,504ha
昭和3年6月洪水 (梅雨前線)	—	浸水面積:18,950ha
昭和21年7月洪水 (梅雨前線)	—	浸水面積:10,845ha
昭和28年6月洪水 (梅雨前線)	約3,500 <船小屋>	浸水戸数: 床上10,138戸 床下15,896戸 死者:26名
昭和44年7月洪水 (梅雨前線)	約1,200 <船小屋>	浸水戸数: 床上1,134戸 床下2,913戸
昭和60年8月高潮 (台風13号)	—	浸水戸数:25戸 浸水面積:2.9ha
平成2年7月洪水 (梅雨前線)	約2,800 <船小屋>	浸水戸数: 床上484戸 床下1,662戸
平成9年5月洪水 (梅雨前線)	約1,500 <船小屋>	浸水戸数: 床上23戸
平成9年8月洪水 (梅雨前線)	約1,500 <船小屋>	浸水戸数: 床上7戸
平成11年6月洪水 (梅雨前線)	約1,200 <船小屋>	浸水戸数: 床下45戸
平成11年9月高潮 (台風18号)	—	浸水戸数: 床上6戸、床下58戸 浸水面積4.7ha
平成13年7月洪水 (梅雨前線)	約1,900 <船小屋>	浸水戸数: 床下3戸
平成19年7月洪水 (梅雨前線)	約2,300 <船小屋>	浸水戸数: 床上6戸

2.矢部川水系の概要（4）

本文目次

2. 矢部川水系の概要

2.1 流域及び河川の概要

- 2.1.1 流域の概要
- 2.1.2 地形と地質
- 2.1.3 気候・気象
- 2.1.4 河川の自然環境
- 2.1.5 矢部川周辺の文化財
- 2.1.6 人口及び産業・交通
- 2.1.7 河川の利活用

2.2 河川事業の経緯

- 2.2.1 過去の水害
- 2.2.2 治水事業の経緯
 - (1) 中世 - 藩政時代にかけての治水事業
 - (2) 近代治水計画の変遷
- 2.2.3 水利用に関する経緯

治水事業の経緯

（本文P.24～27）

藩政時代から進められた治水事業は、大正3年より本格的に実施。戦後最大となる昭和28年の出水を契機に、日向神ダムの建設に着手、また、昭和43年には花宗川中小河川改修工事（福岡県）に着手。

昭和45年には、昭和44年7月の出水を契機に福岡県より直轄事業として国が引継ぎ、事業を実施しています。



水利用の経緯

（本文P.28、29）

矢部川の水は、古くから農業用水に利用されるとともに、現在では発電用水、工業用水及び水道用水など高度な利用がなされている



木屋（こや）発電所

3. 矢部川の現状と課題

3.矢部川の現状と課題（1）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 洪水対策

3.1.2 高潮対策

3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性

3.1.4 内水対策

3.1.5 河川の維持管理

(1) 河川管理施設の維持管理

(2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

3.2.1 水利用

3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

3.3.1 河川環境

3.3.2 水質

3.3.3 河川利用

3.3.4 景観

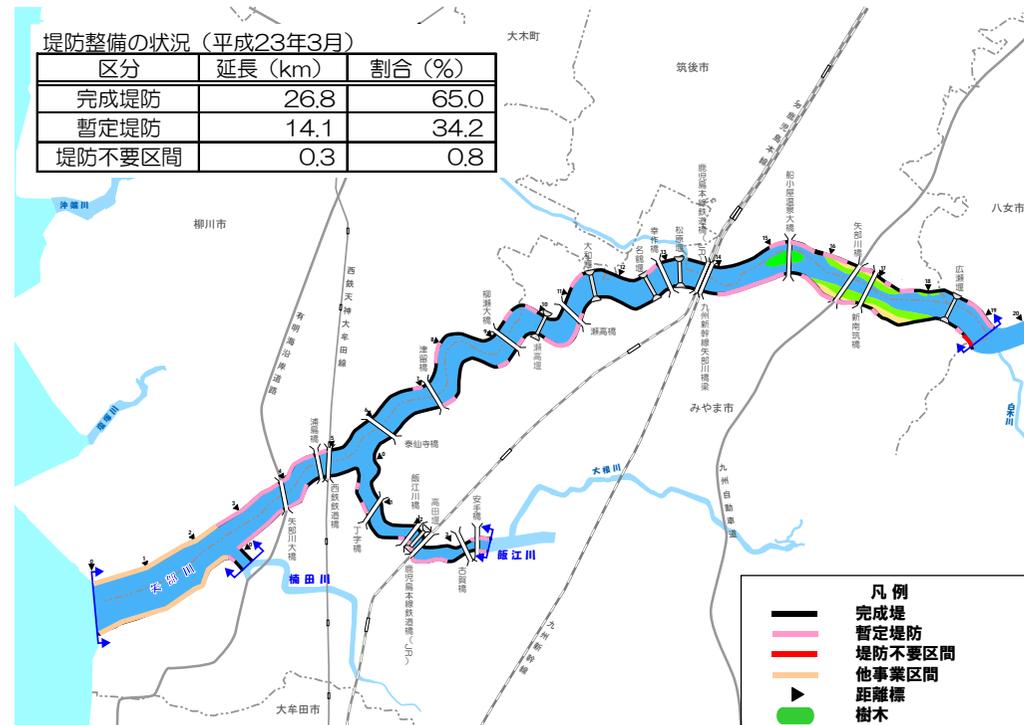
洪水対策（本文P.30、31）

- ①国管理区間における堤防の整備状況は、堤防が必要な区間のうち**完成堤防の区間の割合が約65%**（平成23年3月時点）となっており、特に矢部川下流部浦島橋付近右岸、矢部川中流部船小屋温泉大橋付近右岸など、**局所的に堤防高さ・幅が不足**
- ②河畔林区間で**樹木が繁茂**することによって、洪水時には河積不足が生じ、水位上昇の一因として考えられている。

堤防の嵩上げ・拡幅、樹木管理を適正に行っていくことが必要

堤防整備の状況（平成23年3月）

区分	延長 (km)	割合 (%)
完成堤防	26.8	65.0
暫定堤防	14.1	34.2
堤防不要区間	0.3	0.8



3.矢部川の現状と課題（2）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 洪水対策

3.1.2 高潮対策

3.1.3 堤防の浸透及び地震に
対する安全性

3.1.4 内水対策

3.1.5 河川の維持管理

(1) 河川管理施設の維持管理

(2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び

流水の正常な機能の

維持に関する現状と課題

3.2.1 水利用

3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

3.3.1 河川環境

3.3.2 水質

3.3.3 河川利用

3.3.4 景観

高潮対策（本文P.32、33）

- ①高潮堤防整備必要区間のうち計画の堤防高が未だ確保されていない区間が約60%（平成22年度末時点）
- ②柳川市住吉中島地区においては特殊堤の老朽化が進んでいる。

高潮による被害を被っていることから早急な対策が必要

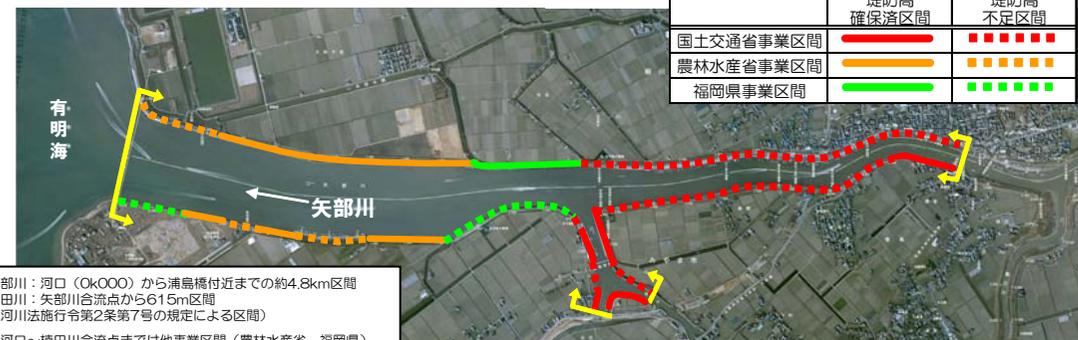
老朽化した特殊堤（柳川市住吉中島地区）



老朽化した特殊堤（川表）



老朽化した特殊堤（川裏）



3.矢部川の現状と課題（3）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 洪水対策

3.1.2 高潮対策

3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性

3.1.4 内水対策

3.1.5 河川の維持管理

(1) 河川管理施設の維持管理

(2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

3.2.1 水利用

3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

3.3.1 河川環境

3.3.2 水質

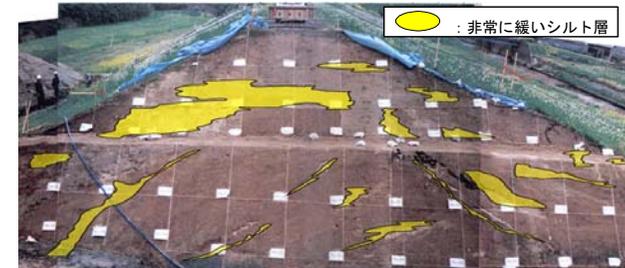
3.3.3 河川利用

3.3.4 景観

堤防の浸透及び地震に対する安全性

(本文P.34)

古い時代に築造された堤防は、材料構成など明確ではなく、堤防の安全性が不確実



不均質な堤体材料（嘉瀬川開削調査結果より）

堤防詳細点検結果や堤防耐震対策照査結果を踏まえ、機能の維持や安全性の確保が必要

内水対策

(本文P.35)

平成2年7月、平成19年7月出水では家屋浸水が発生したため、排水機場を設置。

引き続き、内水被害の拡大防止や被害軽減に努めていく必要がある。



平成19年7月洪水内水被害状況（みやま市瀬高町）



排水ポンプ車による排水作業（柳川市）

3.矢部川の現状と課題（4）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策

3.1.5 河川の維持管理

- (1) 河川管理施設の維持管理
- (2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河川管理施設の維持管理

(本文P.36、37)

1) 堤防および護岸

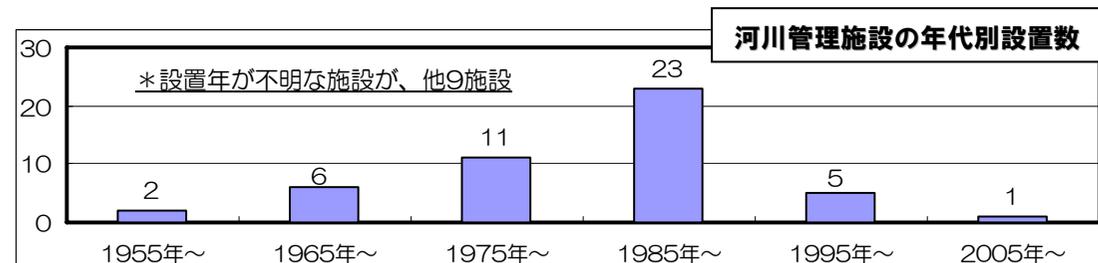
経年的な老朽化や自然現象、人為的な影響を受けることにより、変形やクラック等が発生し、**堤防の弱体化**をまねく恐れがある。

堤防の変状や漏水とともに護岸の老朽化が確認されており、適切な維持管理が必要となっている。

2) 水閘門等（樋門・樋管、水門、排水機場、堰、ダム）

- 昭和40年～60年に築造された施設が多い。
- 操作員の高齢化、局所的な集中豪雨の頻発による操作頻度の増加等が懸念され、操作に対する負担が増大している。

- 今後老朽化による機能低下や施設更新時期の集中が予想。
- 迅速かつ的確な操作体制を確保する必要がある。



3.矢部川の現状と課題（5）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
 - (1) 河川管理施設の維持管理
 - (2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河道の維持管理 (本文P.38、39)

1) 土砂管理

- 下流部では、砂利採取による河床低下がみられたが、平成10年以降は砂利採取の中止等もあり、河床が上昇傾向となっている箇所もある。
- 河口部については河床高に大きな変化はみられず、河口閉塞は生じていない状況。
- 中流部では、河床高は概ね安定。しかし、**水衝部における局所洗掘や土砂堆積が生じている区間もある**

引き続きモニタリングが必要

2) 樹木管理

- 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を有しているが、一方竹林等の繁茂により、**洪水を安全に流下させることが困難になっている。**

樹木管理を適切に行っていくことが必要

3.矢部川の現状と課題（6）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
 - (1) 河川管理施設の維持管理
 - (2) 河道の維持管理

3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び 流水の正常な機能の 維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

危機管理対策

（本文P.39）

○今後の堤防等の整備には長い年月を要することから、**整備途上において計画規模の洪水が発生する可能性がある。**
○近年、全国各地でゲリラ豪雨と呼ばれる記録的な洪水が起きているなど、今後、**計画規模を越える洪水の発生を想定する必要がある。**

施設整備（ハード整備）のみで防ぐという対策から、洪水が氾濫することを前提にいかに被害を軽減するかという危機管理対策を講じる必要がある。

○現状では避難活動や水防活動に資するための洪水ハザードマップなどの事前情報や災害時に迅速でわかりやすいリアルタイムの情報提供が十分になされているとはいえない状況。また、**普段のまちづくりや地域のコミュニティにおいて、危機管理の観点十分に備わっておらず、加えて少子高齢化など社会構造の変化も重なり、災害に対して弱い地域が形成。**

特に矢部川では最近の水害の被害等が少なく、水害に対しての記憶も薄れてきていることから、防災教育等を含めて危機管理に対する意識向上に努めていくことも必要。

3. 矢部川の現状と課題（7）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
- 3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河川水の利用 （本文P.40～42）

- 水利用のほとんどが農業用水と水力発電用水
- 取水された農業用水は廻水路を経て、網の目のように発達するクリークに補水され、水田への取水・還元がされて利用
- その時々の流況や各地域の水利用に応じ、複雑な取水量の調整がなされ、実績取水量は大きく同一期間内でも変動

適正な水利流量の把握が困難であり、複雑な水利用特性の実態把握を行っていく必要がある。

渇水時等の対応 （本文P.43）

- 平成6年渇水では、翌年に稚アユの遡上量に減少が見られ、稚アユ放流の増量が行われるなどの対策がとられており必ずしも河川環境上望ましい流量が確保できていたとは言えません。
- さらに、近年は地球温暖化による気候変動等の影響により、少雨と多雨の変動幅が増大し、今後は渇水被害等が発生する可能性が懸念されています。

平成13年度からは日向神ダムの弾力的管理試験を実施しており、引き続き河川流量確保に努めていく必要がある。

【平成6年渇水時の広瀬堰下流】



3.矢部川の現状と課題（8）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
- 3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河川環境の特徴 （本文P.44～47）

上流部(県管理区間)

○河床は、礫・大礫で構成され、河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流環境。



上流部の状況



ウグイ

中流部

(花宗堰～船小屋地区付近)

○河床は礫・砂で河原が形成され、河道は変化に富む瀬・淵が連続し、多様な生物の良好な生息・生育の場。
○国指定天然記念物のクスノキ林及びゲンジボタルの発生地が存在。



ツルヨシ群落と河畔林



連続する瀬と淵

中流部

(船小屋地区付近～瀬高堰)

○湛水域が連続して存在し、緩やかな流れを好む魚類や底生動物が存在。
○船小屋地区のワンドはタナゴやサギ類が確認されるなど良好な河川環境となっている。



ワンドに生息するシラサギ



船小屋地区のワンド

下流域

○有明海特有の汽水域や河口干潟を形成。
○干潟特有の生物が生息し、水際には塩生植物が生育している。



河口部の干潟



エツ

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生していく必要がある

3.矢部川の現状と課題（9）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
 - (1) 河川管理施設の維持管理
 - (2) 河道の維持管理
- 3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河川環境上の課題 （本文P.48、49）

●河川の連続性

矢部川本川の堰は魚道により連続性は確保されているが、樋管部などにより河川と水路を自由に移動できない可能性。

必要に応じて河川の連続性を確保していく必要がある。

●外来種の増加

外来種は在来種を減少させたり、在来種の絶滅の可能性を高めるなどの問題を引き起こす恐れ。

矢部川においても、外来種が確認されるとともに、最近では増加が懸念。



ブラジルチドメグサの繁茂状況

水質 （本文P.50、51）

矢部川本川は近年では環境基準値を満足。しかし、支川飯江川では、古賀橋地点においては、基準値を満足していない状況。

今後も水質の保全・向上に向けた取り組みが必要。

3.矢部川の現状と課題（10）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
 - (1) 河川管理施設の維持管理
 - (2) 河道の維持管理
- 3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用
- 3.3.4 景観

河川利用 （本文P.52～55）

●河川空間の利用

○矢部川の河川空間は、多様な自然環境や河川敷のオープンスペースを活用して様々な目的で利用されている。中流部の船小屋地区では九州新幹線「筑後船小屋駅」及び「筑後広域公園」の整備により、今後河川利用の増加が見込まれる。

船小屋地区は河川敷が狭く、水辺へ安全にアクセスできない状況であるとともに、既設護岸も急勾配であることから、安全・安心を考慮したかわまちづくりが望まれている。



既設護岸が急勾配で安全面に配慮が必要
(船小屋地区)

●河川空間の美化・管理

- 下流部では、多量のゴミの処理に労力と費用を要し、河川利用や漁業の支障となっている。
- 中流部では一般ゴミの不法投棄が多く、河川環境の悪化。
- 下流部では、廃船などが放置。

不法投棄を未然に防止する取り組みや、適正な河川空間の利用に向けた取り組みが必要。

3.矢部川の現状と課題（11）

本文目次

3. 矢部川の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

- 3.1.1 洪水対策
- 3.1.2 高潮対策
- 3.1.3 堤防の浸透及び地震に対する安全性
- 3.1.4 内水対策
- 3.1.5 河川の維持管理
- 3.1.6 危機管理対策

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

- 3.2.1 水利用
- 3.2.2 渇水時等の対応

3.3 環境の現状と課題

- 3.3.1 河川環境
- 3.3.2 水質
- 3.3.3 河川利用

3.3.4 景観

景観（本文P.56）

○矢部川には、自然の営みによって形成された瀬・淵・河畔林等の中上流域の河川景観に加え、流域の歴史・文化と関わる河川景観が存在。
○平成21年には「矢部川流域景観計画」、平成22年には「八女市景観まちづくり計画」が策定されるなど流域での景観の保全と形成の取り組みが推進。

今後も河川景観等との調和や既存景観計画等を踏まえた河川整備を行っていく必要がある。



瀬と淵の河畔林



歴史のある廻水路

4. 河川整備計画の目標に関する事項
5. 河川整備の実施に関する事項

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に 対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

- (1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)
- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策
- (6) 内水対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景 (本文P.57)

○未曾有の被害をもたらした昭和28年6月洪水と同規模の洪水に対して安全度を確保することを目標として河川整備を実施してきたが、堤防整備率が65%と未だ堤防断面が不足している箇所などがあり、十分な治水安全度が確保されているとはいえない状況。

○この目標を、河川整備計画において目標として設定した場合、整備計画期間内での実施が難しい状況。

○昭和28年6月洪水に次ぎ、戦後第2位の洪水規模である平成2年7月洪水では、矢部川本川においてはみやま市街地などで浸水被害が発生しており、同規模の洪水が再び発生した場合には、特に中流部から上流部にかけて堤防断面が不足している箇所が点在し、破堤による氾濫が発生した場合は、広域にわたって甚大な被害が発生するおそれがある。

○有明海に面する河口域の高潮区間では、昭和60年や平成11年台風時において浸水被害を被っており、また老朽化の著しい特殊堤区間が存在するなど、高潮に対する安全度の向上が急務。

現在整備を進めている下流高潮対策を早期に完了させるとともに矢部川・飯江川の洪水対策の実施など、基本方針に定めた目標にむけて段階的かつ着実に河川整備・河川の維持管理を行い、さらなる危機管理体制の充実などソフト対策を実施し、災害の発生防止または軽減を図ることが重要。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

- (1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)
- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策
- (6) 内水対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.2 洪水対策 (本文P.58)

過去の洪水の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、矢部川水系河川整備基本方針で定めた目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることを目標。

矢部川、飯江川とも中流部から上流にかけて局所的に堤防断面不足箇所があり、流下能力が不足している箇所が点在していることから、現在優先的に整備を進めている下流高潮区間の整備進捗状況を考慮しつつ、整備を進めます。

これらにより、矢部川本川では戦後第2位相当となる平成2年7月洪水を概ね安全に流下させることができるようになります。

支川飯江川においても戦後第2位洪水相当となる平成13年7月洪水等を概ね安全に流下させることができるようになります。

矢部川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
船小屋	3,100m ³ /s	300m ³ /s	2,800m ³ /s

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に 対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

(1) 堤防整備 (堤防の嵩上げ・拡幅)

- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策
- (6) 内水対策

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減 (本文P.62)

堤防の嵩上げ・拡幅、河道内の樹木の伐採、橋梁の改築等を実施し、「破堤」「越水」等による家屋の浸水被害の防止を図ります。

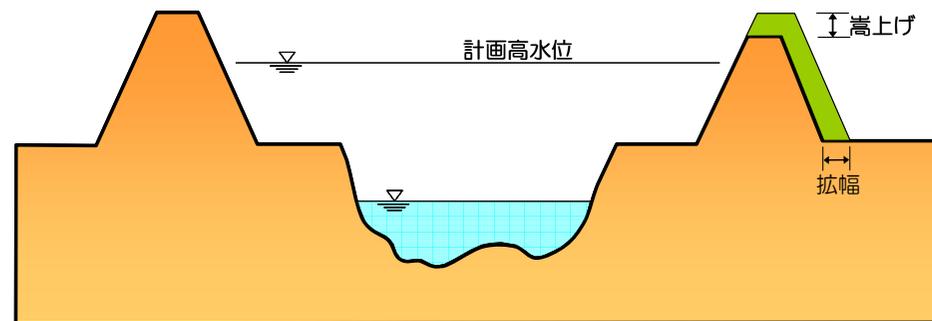
なお、河道内の樹木については、洪水への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、計画的な伐採等の適正な管理を実施します。

5.2.1 洪水、高潮等に関する整備 (本文P.64)

(1) 堤防整備（堤防の嵩上げ・拡幅）

堤防高・断面が不足している箇所について、堤防の嵩上げ・拡幅等による堤防断面の確保を行っていきます。

なお、堤防の整備にあたっては、将来の計画である河川整備基本方針と整合を図るものとします。



堤防の嵩上げ・拡幅の概要図

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に 対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

(1) 堤防整備

(堤防の嵩上げ・拡幅)

(2) 樹木伐採

(3) 橋梁の架替

(4) 高潮対策

(5) 堤防強化対策

(6) 内水対策

5.2.1 洪水、高潮等に関する整備 (本文P.64)

(2) 樹木伐採

河岸等の良好な河川環境を踏まえ、水域と陸域の連続性及び多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、樹木阻害による洪水水位への影響を十分把握したうえで、適正に計画的な伐採を実施。

(3) 橋梁の架替

橋梁桁下高が計画高水位以下で、洪水時に流下阻害の要因となる橋梁については堤防の嵩上げとあわせて施設管理者と調整して架替を実施します。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

- (1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)
- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策
- (6) 内水対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.3 高潮対策 (本文P.59)

本計画における高潮区間の整備目標は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風（昭和34年9月台風14号）が最も危険となるコースを通過した場合に想定される高潮に対して、安全性が確保できるよう努めます。

表 高潮堤防区間

河川名	区間	備考
矢部川	0/000～2/600	農林水産省管理区間および福岡県管理区間
	2/600～4/800	国土交通省管理区間
楠田川	0/000～0/200	国土交通省管理区間
	0/200～0/615	国土交通省整備※区間

なお、矢部川河口部においては過去の干拓等の歴史により海岸堤防・高潮堤防の施設管理者が国土交通省、農林水産省、福岡県と分かれています。

このことから河口域の海岸・高潮堤防の整備にむけて情報共有・整備進捗が図れるよう「有明海沿岸高潮対策連絡協議会」を開催し、事業進捗等図りながら進めていくこととしています。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による
災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

(1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)

(2) 樹木伐採

(3) 橋梁の架替

(4) 高潮対策

(5) 堤防強化対策

(6) 内水対策

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減 (本文P.62)

高潮対策についても、関係機関等と連携・調整を図り、対策を実施します。

5.2.1 洪水、高潮等に関する整備 (本文P.65)

(4) 高潮対策

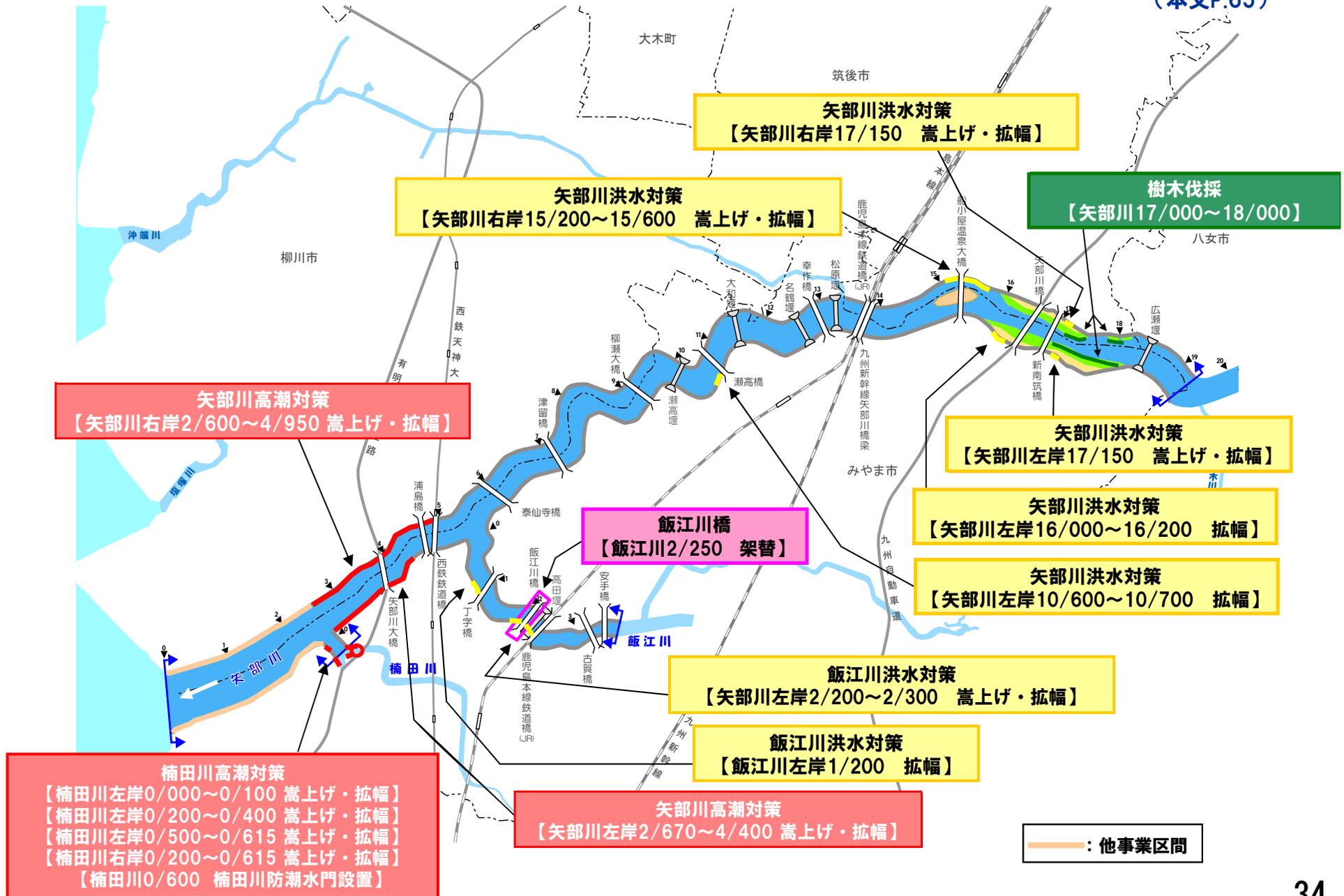
昭和34年9月台風14号規模の台風が矢部川河口部に対して最も危険となるコースを通過することを想定し、上下流の連続性や波の影響などを踏まえ矢部川2/600地点から矢部川4/800地点までの区間においてT.P.6.0m～7.0mの堤防高・堤防断面を確保した整備を実施します。

整備計画における高潮堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区間	施行高(T.P.)	備考
矢部川	左岸	2/670～4/400	7.0m	嵩上げ・拡幅
	右岸	2/600～4/800	6.5m～7.0m	嵩上げ・拡幅
楠田川	左岸	0/000～0/100	7.0m	嵩上げ・拡幅
	左岸	0/200～0/400	6.0m～7.0m	嵩上げ・拡幅
	左岸	0/500～0/615	6.0m	嵩上げ・拡幅
	右岸	0/200～0/615	6.0m～7.0m	嵩上げ・拡幅
	左右岸	0/600	—	防潮水門

治水整備メニュー

(本文P.65)



治水整備メニュー【矢部川本川下流、楠田川】

(本文P.66)

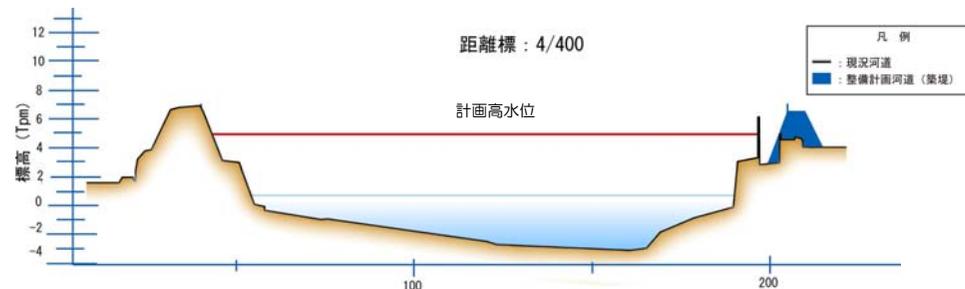
●高潮対策、洪水対策



整備計画における高潮堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区間	施行高(T.P.)	備考
矢部川	左岸	2/670~4/400	7.0m	嵩上げ・拡幅
	右岸	2/600~4/800	6.5m~7.0m	嵩上げ・拡幅
楠田川	左岸	0/000~0/100	7.0m	嵩上げ・拡幅
	左岸	0/200~0/400	6.0m~7.0m	嵩上げ・拡幅
	左岸	0/500~0/615	6.0m	嵩上げ・拡幅
	右岸	0/200~0/615	6.0m~7.0m	嵩上げ・拡幅
	左右岸	0/600	—	防潮水門

※実施位置等については、今後の調査検討を経て詳細に定めるため、最終的なものではありません。

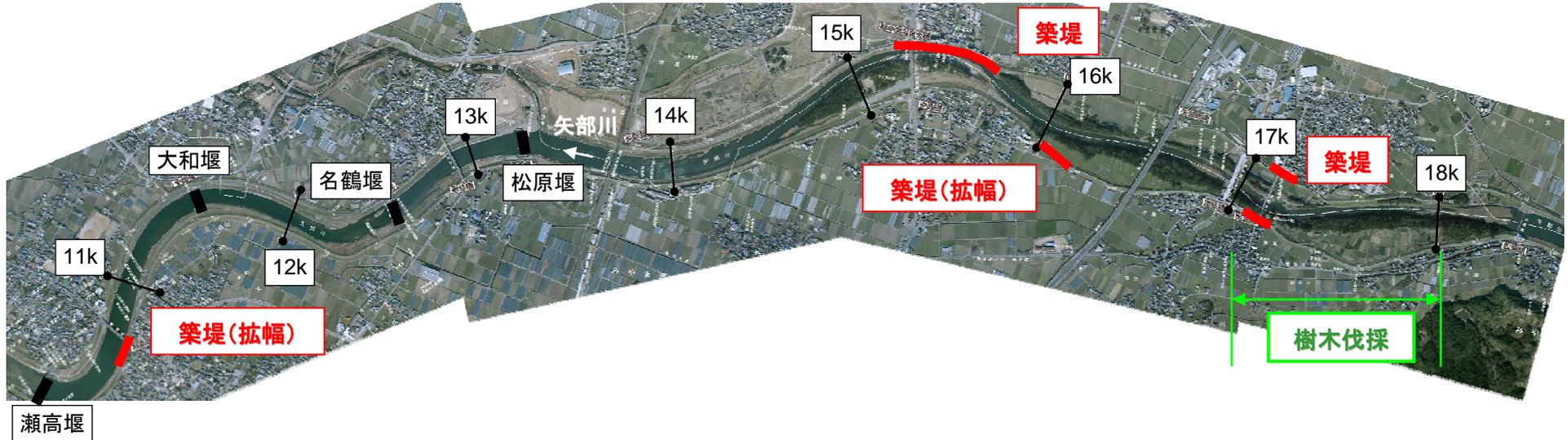


堤防整備の概要図(矢部川右岸4/400付近)

治水整備メニュー【矢部川本川中上流】

(本文P.66~67)

●洪水対策



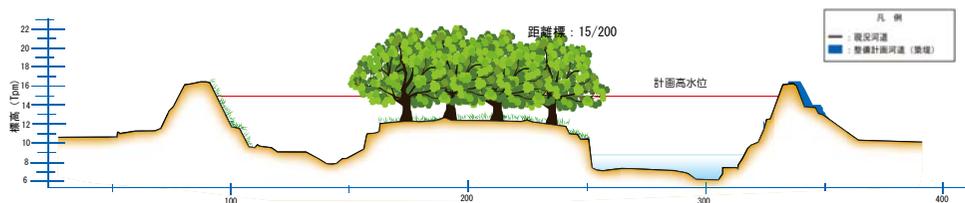
整備計画における堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区間	備考
矢部川	左岸	10/600~10/700	拡幅
	右岸	15/200~15/600	嵩上げ・拡幅
	左岸	16/000~16/200	拡幅
	左右岸	17/150	嵩上げ・拡幅

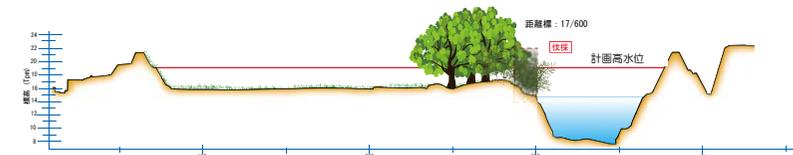
※実施位置等については、今後の調査検討を経て詳細に定めるため、最終的なものではありません。

整備計画における樹木伐採箇所

河川名	左右岸	区間	備考
矢部川	左右岸	17/000~18/000	樹木伐採



堤防整備の概要図(矢部川左岸15/200付近)



樹木伐採の概要図(矢部川17/600付近)

治水整備メニュー【飯江川】

(本文P.67)

●洪水対策

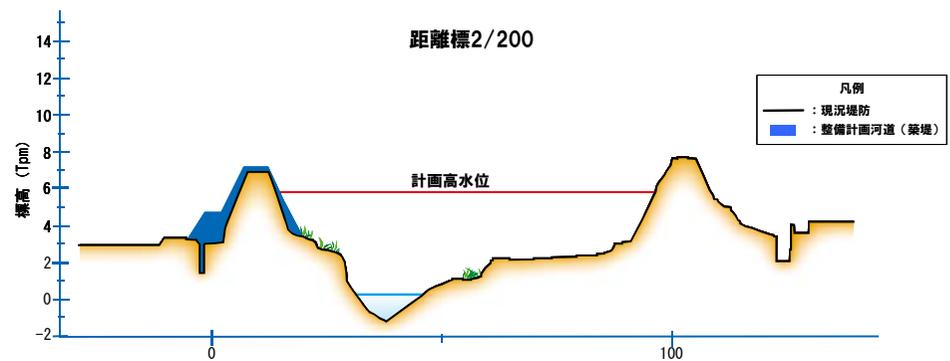


整備計画における築堤整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区間	備考
飯江川	左岸	1/200	拡幅
	左岸	2/200~2/300	嵩上げ・拡幅

整備計画における架替等橋梁一覧表

河川名	位置	橋梁名	備考
飯江川	2k250	飯江川橋	架替



堤防整備の概要図(飯江川左岸2/200付近)

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

4.1.2 洪水対策

4.1.3 高潮対策

4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性

4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による
災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

- (1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)
- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策
- (6) 内水対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.4 堤防の浸透及び地震に 対する安全性 (本文P.60)

既設の堤防については、洪水における浸透や侵食、地震に対する所定の安全性を確保するための対策を実施します。

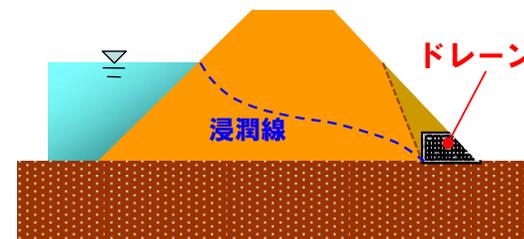
5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減 (本文P.62)

河床の深掘れや河岸の侵食等が生じているところについては、必要に応じて河岸等を補強するとともに、浸透や地震に対する堤防の質的安全性を照査した結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については、対策を実施し、堤防の安全性の確保に努めます。

5.2.1 洪水、高潮等に関する整備 (本文P.65)

(5) 堤防強化対策

洪水における浸透や侵食、地震に対する安全性の照査を実施した結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については必要に応じてドレーン工法などの対策を実施し、堤防の安全性を確保していきます。



堤防強化対策イメージ

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性

4.1.5 内水対策

- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

- (1) 堤防整備
(堤防の嵩上げ・拡幅)
- (2) 樹木伐採
- (3) 橋梁の架替
- (4) 高潮対策
- (5) 堤防強化対策

(6) 内水対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.5 内水対策 (本文P.60)

内水被害が発生する区域においては、地域・関係機関等と連携・調整を図りつつ、被害軽減に向けた検討・整備を行い、内水被害の軽減対策を実施します。

5.1.1 洪水、高潮等による 災害の発生防止又は軽減 (本文P.62)

内水被害については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて対策を実施します。

5.2.1 洪水、高潮等に関する整備 (本文P.65)

(6) 内水対策

内水対策の必要がある箇所においては、地域・関係機関等と連携・調整を図りつつ被害軽減に向けた検討・整備を行い、整備途上では排水ポンプ車を有効活用し、自治体と連携しながらソフト対策を実施し、被害の軽減に努めます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 整備の目標

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項

- (1) 河川の適正な利用及び流水の
正常な機能の維持
- (2) 渇水時等の対応

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 整備の目標 (本文P.61)

流況、取水実態等を踏まえ、関係機関と連携しながら適正な水利用を目指します。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、関係機関と連携して、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握した上で設定します。

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持 (本文P.63)

河川の適正な水利用に関しては、流況、取水実態等を踏まえ、関係機関と連携しながら適正な水利用に努めます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、関係機関と連携して、流量調査や環境調査等、河川や流域における諸調査を踏まえ、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握した上で設定に努めます。

また、渇水時等の被害を最小限に抑えるため、水利使用者間の水利使用の調整が円滑に行われるよう、情報を共有する等、関係機関と情報連絡体制を構築し適正な水利用に努めます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 整備の目標

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項

- (1) 河川の適正な利用及び流水の
正常な機能の維持
- (2) 渇水時等の対応

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項 (本文P.68)

(1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な水利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後も河川流量及び取水量の調査や水辺の国勢調査等の環境調査及び河川や流域の諸調査を関係機関と連携し実施することで、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性の実態把握に努めるとともに、過去から営まれてきた独特の水利用をはじめとする、水に関する慣習・文化を踏まえつつ、矢部川の水に関わる人々や地域住民、関係機関との情報の共有化及び連携等、流域全体での取り組みを推進します。

また、関係機関と連携しながら既存施設である日向神ダムの有効活用等による流況改善及び良好な河川環境の保全に努めます。

(2) 渇水時等の対応

渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を強化するとともに、水利使用者間の水融通の円滑化に向けた取り組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進します。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川利用
- (4) 景観

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.3 河川環境の整備と保全

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川空間の整備と適正な利用

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標 (本文P.61)

(1) 河川環境

河川環境の整備と保全については、治水、利水との調和を図りつつ、矢部川の多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の保全・再生を目指します。

5.1.3 河川環境の整備と保全 (本文P.63)

河川環境の整備と保全に関しては、生物の生育・生息・繁殖状況を継続的に把握するとともに、関係機関及び地域住民等と連携し、現在の良好な河川環境の保全・再生に努めます。また河川改修や河川維持工事の際には、その影響が最小限になるよう配慮します。

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項 (本文P.69)

(1) 河川環境

矢部川は、瀬・淵、河畔林、河口干潟等多様な自然環境を有しており、多様な生物が生息・生育・繁殖しています。これらの自然環境の変化を把握するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを継続的に行い、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を保全・再生します。また河川改修、河川維持工事を実施する際には、これらの成果を活用するとともに、工事中の濁水・土砂の流出防止に努め、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行います。

近年矢部川でも確認されている特定外来種については、治水、河川環境への影響を踏まえ、除去に努めます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川環境の整備と保全及び 河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川利用
- (4) 景観

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.3 河川環境の整備と保全

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.3 河川環境の整備と 保全に関する事項

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川空間の整備と適正な利用

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標 (本文P.61)

(2) 水質

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や自治体等の関係機関、地域住民との連携を図りながら、**現状の良好な水質の保全とさらなる水質の向上を目指します。**

なお、水質事故に対しては、関係機関と情報共有するとともに、迅速に対応し被害拡大防止に努めます。

5.2.3 河川環境の整備と 保全に関する事項 (本文P.69)

(2) 水質

河川水の適正な管理を行うために定期的に河川水質調査を行います。また調査結果については、データの公表・蓄積をおこなうとともに関係機関と情報共有等連携を促進していきます。

水質改善に向けた地域の意識向上や啓発活動については、水生生物調査をはじめ、出前講座や「筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁防止連絡協議会」等を活用しながら推進します。



水生生物調査の状況



水質汚濁対策連絡協議会の状況



本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川利用
- (4) 景観

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.3 河川環境の整備と保全

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川空間の整備と適正な利用
- (4) 河川景観に対する取り組み

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標 (本文P.61)

(3) 河川利用

河川の利用については、水遊びや釣り、散策や各種スポーツ、イベント等市民や観光客の憩いの場としての河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮した河川整備及び維持を目指します。

5.1.3 河川環境の整備と保全 (本文P.63)

河川環境の整備にあたっては、治水上、河川管理上必要な施設であり、かつ地域振興にも資するもの、河川環境学習の場となるものについて関係機関、地域住民と連携しながら実施します。

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項 (本文P.70)

(3) 河川空間の整備と適正な利用

河川空間の整備については、治水上、河川管理上整備が必要であるとともに、自治体、地域住民からの河川利用へのニーズなどを踏まえて、関係機関及び地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮した河川空間の整備を行います。

また、矢部川には良好な河川環境が多く残るとともに、地域住民から水面利用等が望まれていることから、矢部川を河川学習の場としても活用できる川づくりを目指します。

なお、整備にあたっては、生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた矢部川の恵みを活かしつつ、矢部川と周辺の自然環境、歴史的土木施設、観光資源が一体となった活力ある川づくりを目指すため、関係機関や地域住民等と協議の場を設け、整備後の維持管理の役割分担を行います。

河川環境整備（河川利用）整備メニュー【船小屋地区】

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項 （本文P.70）

(3) 河川空間の整備と適正な利用

河川利用者の安全・安心や河川へのアクセス等の利便性を高めることにも資する河川管理用通路、カヌー等水面利用も可能となる塵芥荷揚場の整備を行います。

また急勾配である既設護岸の前面には、水衝部を中心に水制工、根固工を整備することで、堤防の安全性を高めるだけでなく、河川へ転落した場合にも安全に岸へ上がることができるよう安全な河川利用に配慮した川づくりを行います。



整備イメージ図

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川環境の整備と保全及び 河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川利用
- (4) 景観

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する 考え方

5.1.3 河川環境の整備と保全

5.2 河川工事の目的、種類及び 施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要

5.2.3 河川環境の整備と 保全に関する事項

- (1) 河川環境
- (2) 水質
- (3) 河川空間の整備と適正な利用
- (4) 河川景観に対する取り組み

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標 (本文P.61)

(4) 景観

良好な景観の維持・形成については、今後とも関係機関と連携しながら、河川景観、周辺の土地利用との調和や既存景観計画等を踏まえた河川整備及び維持を目指します。

5.2.3 河川環境の整備と 保全に関する事項 (本文P.70)

(4) 河川景観に対する取り組み

河川景観については、関係機関と連携しながら、既存景観計画等を踏まえ、矢部川を代表する河畔林や瀬・淵、砂礫河原等からなる自然環境等の保全に努めるとともに、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

- 4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

- 5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

5.1.4 河川整備の実施に関する考え方

5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.1.4 河川整備の実施に関する

総合的な考え方 (本文P.63)

河川整備の実施にあたっては、矢部川流域の歴史的・文化的環境に配慮し、治水、自然環境、空間利用を一体的にとらえ、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めていきます。

さらに、設計、施工、維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト縮減を図り、PDCAサイクルによるマネジメント等により効率的かつ効果的に行います。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策

4.1.6 河川の維持管理

- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用
- (10) ゴミの不法投棄等対策

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

4.1.6 河川の維持管理 (本文P.60)

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止または被害を最小限に押さえるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、河岸洗掘、河道内樹木などに対し、適切に管理を行います。

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項 (本文P.71)

河川の維持管理は、洪水や高潮等による災害の発生
の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能、
河川環境の整備と保全、河川の利用など多岐にわたっており、
河川の有する多面的な機能を十分に発揮できるよう、
日々の維持管理を確実に実施することが必要なことから、
「矢部川維持管理計画(案)」に基づき、効率的かつ効果的な
河道管理、施設管理、空間管理等を行います。

(1) 河川管理施設等の機能の維持管理

洪水、高潮等に対して所要の機能が
発揮されるよう、平常時から
巡視・点検等を行い適正な管理に
努めるとともに、計画的に補修を
行い、各施設の機能を良好な状態
に維持します。



河川巡視状況

洪水、高潮等の発生時に治水機能が発揮されるよう、平常時から巡視や点検を行います。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策
- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用
- (10) ゴミの不法投棄等対策

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

(本文P.72)

(2) 河道の維持管理

1) 堆積土砂の撤去

定期的な点検を行い維持管理に努めるとともに、治水上支障がある場合は**ガタ土を除去**するなど河道の管理に努めます。また、河道を適切に管理していくため、河道形状について定期横断測量を継続的に実施し、河道形状の把握を行います。

2) 河床低下・河岸洗掘対策

河床が低下傾向にある場合には、注意して**モニタリング**を継続し、洗掘の状態が明らかに施設の機能維持に重大な支障を及ぼすと判断した場合には、必要な対策を実施します。

特に**水衝部**については、侵食や洗掘などの変状が確認された場合には、詳細調査を実施するとともに、**必要な対策を実施**します。

3) 樹木管理

定期的な樹木調査の実施や、河道断面の阻害が発生した場合に備えた**河道内樹木の伐採方法や時期などについて検討**を行い、一連区間の維持すべき流下能力を確保する場合、また施設の機能維持に支障を及ぼすと判断した場合には、伐採します。

4) 河川に流入、投棄されるゴミ等の対策

河道内に滞留した塵芥等については、治水、利水、環境等支障がある場合は撤去等を行うなど、河川管理者の責務の範囲内で**関係機関や地域と連携・調整を図りながら適切な措置**を講じます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策
- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用
- (10) ゴミの不法投棄等対策

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

(本文P.73)

(3) 樋門・樋管、排水機場、堰等の操作管理

関係機関と協力し、操作規則等に基づき、迅速かつ適正な操作を行うとともに、洪水時等に的確な操作が図られるよう、**操作員に対して定期的に操作訓練・説明会等**を実施します。

なお、堰については、洪水時の流水の疎通機能の確保等を目的として整備されており、操作規則等に基づき、**所要の機能が維持されるよう適正な操作・運用**を行っていきます。

また、河川の状況を遠隔監視するため、監視カメラ等を整備し、監視体制を強化します。

さらに、**河川構造物の遠隔監視ネットワーク**を構築し、状況把握と操作支援などに活用するとともに、CCTVを用いた施設監視や空間監視などITを活用した施設管理を行い、携帯電話を活用した**状態監視システム、遠隔制御システムの整備**を図っていきます。



遠隔監視操作のイメージ

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策
- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用
- (10) ゴミの不法投棄等対策

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

(本文P.75)

(6) 総合的な土砂管理に向けた取り組み

土砂管理の取り組みの一環として、定期的に河道の横断測量を行い、河道の変化を把握注視し、必要に応じた対策を講じることで、良好な河道の維持に努めます。

(7) 河川空間の適正な利用

河川敷や水面を良好な環境に保つため、占用地や占有者に対し、秩序ある利用や景観等に配慮するよう指導するなど、適切な維持管理に努めます。

また、不法係留や不法投棄に対しては、関係機関等と連携を図りつつ是正指導を行い、治水上の問題の解消や景観阻害の回復に努めます。

(8) 地域との連携

地域住民の意見を踏まえながら河川管理に取り組むとともに、地域と一体となった洪水被害の最小化に努めます。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策
- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用**
- (10) ゴミの不法投棄等対策

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

(本文P.75)

(9) 刈草等の有効活用

堤防の除草・伐採によって発生した草や竹林等については、地域住民や関係機関と連携し、リサイクル等の有効活用（地域住民への提供等）を行い、環境への負荷を軽減するよう努めます。



(地域住民への提供 矢部川出張所) (伐竹材を粉碎してチップ化 嘉瀬川での事例)

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する目標

- 4.1.1 目標設定の背景
- 4.1.2 洪水対策
- 4.1.3 高潮対策
- 4.1.4 堤防の浸透及び地震に
対する安全性
- 4.1.5 内水対策
- 4.1.6 河川の維持管理
- 4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.3 河川維持の目的、種類及び 施行の場所

5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

- (1) 河川管理施設等の
機能の維持管理
- (2) 河道の維持管理
- (3) 樋門・樋管、排水機場、堰等
の操作管理
- (4) 河川等の基礎調査
- (5) 環境のモニタリング
- (6) 総合的な土砂管理に向けた
取り組み
- (7) 河川空間の適正な利用
- (8) 地域との連携
- (9) 刈草等の有効活用

(10) ゴミの不法投棄等対策

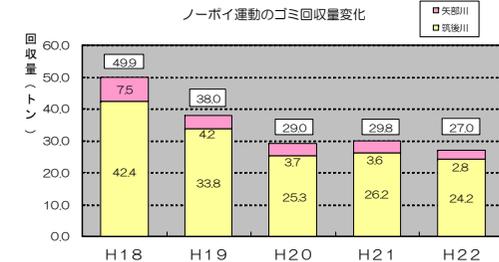
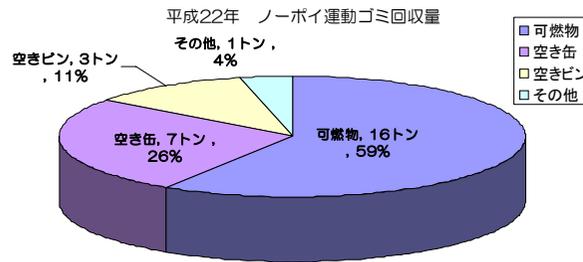
5.3.1 矢部川水系の特徴を踏まえた 維持管理の重点事項

(本文P.76)

(10) ゴミの不法投棄等対策

河川への不法投棄の増加や河川内の廃船等の存置が、河川管理(河川環境、河川利用、河川景観等)上、課題となっています。このような河川への不法投棄削減をより明確に推進するために下記の取り組みを実施します。

- ・筑後川・矢部川河川美化「ノーポイ」運動を継続して実施します。
- ・河川巡視を強化し、対策については関係機関と連携して適切な措置を講じます。



矢部川での活動状況

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

- (1) 危機管理体制の構築・強化
 - 1) 防災情報の活用
 - 2) 事前情報の提供
 - 3) 河川情報の伝達・提供
- (2) 災害時の被害を軽減させるための方策
- (3) 地域における防災力の向上
 - 1) 水防体制の維持・強化
 - 2) 地域防災力の向上支援
 - 3) 災害発生時の自治体への支援

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策 (本文P.60)

洪水等による被害を最小限に抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報・水位周知及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制の充実等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進します。さらに、広域的な支援体制の確立、地域ぐるみの防災教育等を支援し、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災体制の確立に努めます。

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減 (本文P.62)

ハード対策に加えて、計画規模を上回る洪水・高潮及び整備途上段階での施設能力以上の洪水・高潮が発生し氾濫した場合においても、壊滅的な被害にならないよう、樋門等の河川管理施設の適正な維持管理及び操作や防災情報の提供の充実、地域防災力の向上、危機管理体制の強化等により洪水被害の防止又は軽減を図ります。

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

1) 防災情報の活用

2) 事前情報の提供

3) 河川情報の伝達・提供

(2) 災害時の被害を

軽減させるための方策

(3) 地域における防災力の向上

1) 水防体制の維持・強化

2) 地域防災力の向上支援

3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の

維持管理に関する事項

(本文P.77)

(1) 危機管理体制の構築・強化

1) 防災情報の活用

国や県などが観測した水文データや映像等、防災情報の充実と共有化を図るため、必要に応じて河川空間監視カメラの増設、水防活動に役立つ新たな水位観測所の設置や沿川全自治体との光ファイバーの整備などに努めます。

自治体及び地域住民に対して発信する情報は、受け手側が直感的に理解できるような表示内容や方法になるよう充実を図ります。避難等に関する情報の伝達に関して、関係機関との連携の強化を図ります。

水位予測など役立つ情報を提供	NPO等と連携して防災知識を普及
「危険度レベル」で水位を表示	テレビ(地デジ)等を使って情報提供
ダム等の情報をわかりやすく発信	情報モニター(住民)が情報を点検
防災勉強会などで基礎情報を普及	わかりやすい「川の標識」に改善

九州川標プロジェクトにおける8つの取り組み内容

※住民にとってわかりにくいと言われている河川情報を分かりやすく迅速に提供し、情報の共有化を図ることで、流域住民の安全・安心に繋げる取り組み



ピクトグラムを用いた
わかりやすいデザインの工夫
(筑後川水系での設置事例)

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

1) 防災情報の活用

2) 事前情報の提供

3) 河川情報の伝達・提供

(2) 災害時の被害を軽減させるための方策

(3) 地域における防災力の向上

1) 水防体制の維持・強化

2) 地域防災力の向上支援

3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項 (本文P.78)

(1) 危機管理体制の構築・強化

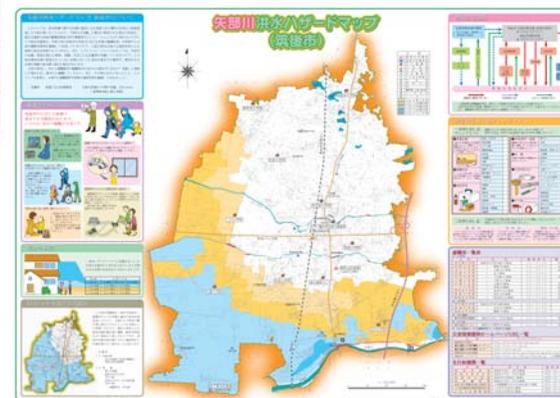
2) 事前情報の提供



矢部川水系
浸水想定区域図



矢部川水系
水防情報図



筑後市洪水
ハザードマップ
(平成17年3月)

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

- 1) 防災情報の活用
- 2) 事前情報の提供

3) 河川情報の伝達・提供

- (2) 災害時の被害を軽減させるための方策
- (3) 地域における防災力の向上

- 1) 水防体制の維持・強化
- 2) 地域防災力の向上支援
- 3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項 (本文P.80)

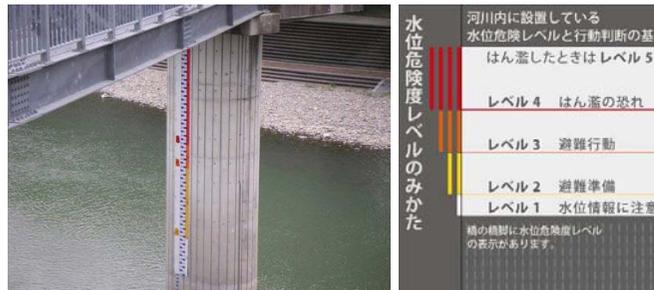
(1) 危機管理体制の構築・強化

3) 河川情報の伝達・提供

水位情報などを関係機関への伝達ならびにインターネットなどを介して情報提供します。情報を「すばやく確実に受ける」「もっとわかりやすく使いやすくなる」「活かす」ための工夫をしています。



筑後川河川事務所ホームページ



川の水位情報（危険度レベル）を目印として現地に設置した例（矢部川船小屋水位観測所）

The screenshot shows an email alert service for river information. It includes a QR code, a title '河川情報アラームメール' (River Information Alarm Email), and several sections of text. The text explains that the service provides real-time water level information and alerts for danger levels. It also mentions that the service is available for all rivers in the region and that users can receive alerts for specific rivers. The bottom of the page includes contact information for the Arima River Office.

設定した雨量・水位情報をメールで知らせるアラームメールサービス

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

- 1) 防災情報の活用
- 2) 事前情報の提供
- 3) 河川情報の伝達・提供

(2) 災害時の被害を軽減させるための方策

- ##### (3) 地域における防災力の向上
- 1) 水防体制の維持・強化
 - 2) 地域防災力の向上支援
 - 3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の

維持管理に関する事項

(本文P.82~83)

(2) 災害時の被害を軽減させるための方策

矢部川は低平地であるため計画規模を越える洪水などが発生した場合被害が甚大となります。このような災害に備えるためには、ソフト対策の充実の他、現存する治水施設の有効活用や治水機能の維持も重要であると考えられます。

福岡県が整備を進めている筑後広域公園においては二線堤を活かした遊水機能が既に存在しているため、浸水を踏まえた計画とし、引き続き二線堤を含めて一体管理されるよう取り組まれています。

矢部川河口部においても、当時築かれた旧海岸堤防といった歴史的な治水施設が残っています。

このような施設は、はん濫流の拡大や浸水被害の軽減といった減災効果が期待できることから、現在の土地利用状況等を考慮しつつ、施設管理者の協力も得ながら、地域と共通の認識が図られ施設の保全が行われるよう努めます。

遊水機能を有している筑後広域公園



<筑後広域公園浸水状況>



矢部川河口部における旧海岸堤防状況



本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

- 1) 防災情報の活用
- 2) 事前情報の提供
- 3) 河川情報の伝達・提供

(2) 災害時の被害を軽減させるための方策

(3) 地域における防災力の向上

- 1) 水防体制の維持・強化
- 2) 地域防災力の向上支援
- 3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の維持管理に関する事項 (本文P.84)

(3) 地域における防災力の向上

1) 水防体制の維持・強化

水防資材の備蓄、水防工法の伝承・開発及び水防訓練等を自治体と協力して実施するとともに、重要水防箇所*の周知及び河川合同巡視等を行うことで水防体制を維持・強化します。



関係機関による河川合同巡視



水防連絡会

本文目次

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.7 危機管理対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

5.3 河川維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.2 その他の河川の

維持管理に関する事項

(1) 危機管理体制の構築・強化

- 1) 防災情報の活用
- 2) 事前情報の提供
- 3) 河川情報の伝達・提供

(2) 災害時の被害を軽減させるための方策

(3) 地域における防災力の向上

- 1) 水防体制の維持・強化
- 2) 地域防災力の向上支援
- 3) 災害発生時の自治体への支援

5.3.2 その他の河川の

維持管理に関する事項

(本文P.84~85)

(3) 地域における防災力の向上

2) 地域防災力の向上支援

自主防災組織の結成等の地域の自主的な取り組みを促すとともに、**学校や地域における防災教育を自治体と連携して支援します。**



小学校での防災出前講座



地域での防災マップ作成
(嘉瀬川の例)

3) 災害発生時の自治体への支援

矢部川流域内の自治体が管理する河川等において、大規模な災害等が発生又は発生する恐れがある場合には、必要に応じて**災害対策用機器等**を活用し、迅速に情報を収集・提供します。また、応急復旧等を緊急的に実施する場合には、必要に応じて**応急復旧資材**を提供するなどの支援を行います



自治体からの依頼により
防災ヘリコプター（はるかぜ）から
土砂災害箇所調査



防災ヘリコプターからの情報を、
インターネットを介し自治体で監視

6. その他河川整備を総合的に 行うために必要な事項

6. その他河川整備を 総合的に行うために 必要な事項

6.1 関係機関・地域住民との 連携

6.2 コミュニティの形成

6.3 河川に対する意識の 向上のための啓発活動

6.1 関係機関・地域住民との連携 (本文P.86)

矢部川を常に安全で適切に利用・管理する気運を高め、矢部川
の特性と地域風土・文化を踏まえ、「矢部川らしさ」を活か
したより良い河川環境を、地域ぐるみで積極的に形成するこ
を目的に、幅広く情報提供を行い住民との合意形成に向けた情
報の共有化を図ります。

また地域住民が矢部川に関わる機会を設け、日常の維持管理
について、地域と連携した河川管理の認識に立った住民との協
働による川づくり・河川管理への転換を図っていきます。

流域住民団体等で
構成される『矢部川
をつなぐ会』※にて
行われている河川愛
護活動や、「矢部川
フットパスツアー」
などへの参加を通し
て、地域住民の声を
伺える場として、ま
た必要となる情報を
提供するといった情
報発信可能な場とし
て、地域住民と行政
との連携が深まるよ
う引き続き連携強化
を図っていきます。



河川清掃（迴水路内）



迴水路をめぐるフットパスツアー



主催：矢部川をつなぐ会 助成：(社)北九州河川材料協会 協賛：熊本県環境部環境行政課 熊本県環境部環境行政課 熊本県環境部環境行政課 熊本県環境部環境行政課 熊本県環境部環境行政課

矢部川流域ゴミいっせい調査の取り組み
平成20年9月実施

6. その他河川整備を 総合的に行うために 必要な事項

6.1 関係機関・地域住民との
連携

6.2 コミュニティの形成

6.3 河川に対する意識の
向上のための啓発活動

6.2 コミュニティの形成 (本文P.87)

災害時に支援を必要とする方々を支援するためには、近隣に居住する方々がお互い協力して助け合う地域社会を再構築し、地域の防災力を高めて行く必要があります。

このため、地域における防災力向上支援などの取り組みをと
おして、川づくりが地域の身近なコミュニティの形成、さらには
流域全体に広がる大きなコミュニティの形成につながるよう
配慮していきます。

6.3 河川に対する意識の 向上のための啓発活動 (本文P.87)

矢部川の特性と地域風土・文化を踏まえ、「矢部川らしさ」
を活かした河川整備を進めるために、ホームページ・広報誌に
よる情報発信やラジオ、テレビ、新聞などの報道機関と連携し
た広報活動を積極的に推進し、住民合意形成に向けた情報の共
有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民との
双方向コミュニケーションを推進していきます。



矢部川での水生生物調査の様子



矢部川の環境学習の事例